

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました。所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 14 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受け るべき者	氏 名 又は名称	大平 純也
送達する 文書の 文書番号	大財梅収第60790号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました。が、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 14 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受け るべき者	氏 名 又は名称	LEE YI CHI
送達する 文書の 文書番号	大財梅収 第60847号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました。所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 14 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受け るべき者	氏 名 又は名称	株式会社インテリア橋元
送達する 文書の 文書番号	①大財梅収第20099号 ②大財梅収第20103号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました。が、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 14 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は名称	金子 大輝
送達する文書の文書番号	大財梅収 第70608号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 14 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受け るべき者	氏 名 伊藤 徹郎 又は名称
送達する 文書の 文書番号	大財梅収第70641号